

2020年5月18日

各 位

株式会社マリン観光バス

バスにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づく弊社対応について

表題の件につきまして、下記の通り取り決めを行い取り組んで参ります。

記

**(1) 感染予防対策の体制**

本日付で代表取締役及び全役員と所属長による新型コロナウイルス感染防止対策グループを立ち上げます。

正確な情報収集を行い、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえた各種感染症拡大防止対策を行って参ります。

**(2) 健康管理**

従業員については出勤後の体温測定、血圧測定、睡眠状況や体調の確認を行っており、すべてのデータを記録しております。

万が一発熱やせき、体調不良などの異常が認められた場合は自宅待機および医療機関の受診を行い、交代乗務員による運行を行います。

自宅待機となった従業員については毎日健康状態を確認し、症状がなくなり出社判断を行う際には、再度医師や保健所への相談を指示いたします。

**(3) 通勤**

全従業員に自家用車での通勤を指示しており、公共機関を使った通勤は基本禁止いたしております。

**(4) 事務所での勤務**

基本的にシフト出勤とし、事務所内の密状態を回避いたします。

また事務所内の状態においてもそれぞれが距離をおいた配置になるようデスクを再配置いたしました。

従業員は事務所に入る際に必ず備え付けのアルコールにより手指消毒を行い、手洗いうがいを励行いたしております。

また必ずマスクを着用し、1時間おきに窓をあけて換気を行っております。

エアコンなどの利用中にはプラズマクラスターを使用し、終業後にはオゾン発生器にて事務所内の除菌消臭を行っております。

事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示し従業員全員に対して感染防止対策を周知しております。

### **(5) 事業所での休憩・休息スペース**

共有する物品（テーブル、椅子、パソコン等）は、定期的に除菌消毒を行っております。

使用する際は、入退室の前後の手洗いうがいを励行しています。

喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努めております。

一定数以上が同時に休憩場所に入らない様心がけ、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底いたします。

原則としてマスクを着用するよう義務付けます。

飲食時においても、時間差をつけたり椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努めております。

### **(6) トイレ**

通常の清掃に加えてオゾン発生器による除菌消臭を行っております。

不特定多数が接する部分についてはこまめに除菌清掃を行い、使用後は必ず手洗いうがいおよびアルコールによる手指消毒を欠かさず行うよう指導しております。

### **(7) 車両・設備・器具**

ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有部分については、特にこまめに洗浄・消毒を行っております。

また、車両点検用工具などの共用器具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう指示しております。

事業用自動車内の乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液など適切な消毒液を使用しこまめに消毒を行っております。また、運行終了後はオゾン発生器を使用し、車内の除菌消臭を行っております。

ゴミの回収の際にはマスクおよびビニール手袋を着用し、全てのゴミはビニール袋に密閉して廃棄します。

作業後には手洗いうがい、およびアルコールによる手指消毒を徹底いたしております。

また運転手の飛沫感染防止の為に運転席及び運転席と後部座席の間に防護スクリーンの設置を検討しており、現在メーカーと協議中です。

安全運転に支障が出ない方法が確認され次第順次設置していく方向です。

## （８）運転者に対する点呼

対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保ちます。

点呼を行う運行管理者又は補助者と運転者の間に飛沫感染防止の透明ビニールカーテンなどを設置いたします。

点呼の環境について換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行います。

また全員マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底いたします。

体温測定は非接触型体温計を用いて行い、使用後に必ず除菌の措置を行います。

点呼の際には睡眠状況、疲労具合、疾病等の状況および血圧測定、体温測定の結果を報告させ、全てデータ化し記録保存いたしております。

常に体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握し、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機および保健所や医療施設への相談・受診を指示いたします。

始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認いたします。

酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器や携帯型アルコール検知器についてはこまめに除菌を行い感染防止の徹底をいたします。

## （９）運行中

乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底いたします。

エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮いたします。

乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努めます。

運行に際して運転席の後ろの２席については基本使用禁止とします。

利用状況を踏まえ、バス車内の一部の座席の使用を禁止すること等により、乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保するよう努めます。

運賃・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒を行います。

乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止いたします。

## (10) 事業所等への立ち入り

取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求めます。

このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促して参ります。

## (11) 従業員に対する協力をお願い

従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促して参ります。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行って参ります。

終業中や私生活においてやむなく公共交通機関や図書館など公共施設を利用せざるをえない従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底して注意喚起して参ります。

新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行います。

発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を検討いたします。

過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、14日間以上の自宅待機を指示いたします。

## (12) 利用者に対する協力をお願い

バス車内に可能な限り手指消毒液を装備し、お客様が乗車する際に手指消毒への理解とご協力をお願いしております。

事業所内に立ち入る利用者に対しては感染防止対策を示したチラシの掲示を行う等により、感染拡大防止について協力を求めています。

バス車内において、バス利用者等に対し、アナウンスや掲示等により、マスク着用や手洗い励行等の感染予防対策を徹底すること、会話を控えめにすることや他の乗客との距離をできるだけ空けること等と呼び掛けるよう努めて参ります。

定員上、後部座席に着席可能である場合には、利用者に対して可能な限り後部座席に乗車するよう理解を求めよう取り組んで参ります。

### **(13) 感染者が確認された場合の対応**

従業員の感染が確認された場合は保健所、医療機関の指示に従い運行の実施等を判断いたします。

従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡いたします。

感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討いたします。

感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱います。

### **(14) その他**

総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力して参ります。

以上